

**大規模災害時における被災者の住まいの確保策に係る
検討会(第3回) 補足説明資料**

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

①入居迅速化のための関係団体との役割分担等

【関係団体の協力を得て実施することが特に効果的と考えられる事務(案)】

- 応急借上げ住宅の候補物件リストの作成、「重要事項説明書」の作成、被災者への注意事項説明等については、関係団体の専門知識・ネットワークを活かすことで、効率的に実施することが可能。
- 入居申込受付、入居者の要件確認、家賃等の個別の住宅所有者への支払い等については、関係団体の協力を得て実施することで、地方公共団体の事務負担を特に軽減でき、手続きを迅速に進めることが可能。

関係団体の協力を得て実施することが可能な事務(事実行為に関する事務) ※1		特に効果的と考えられる事務(案)※2	
		関係団体の専門知識・ネットワークを活用	地方公共団体の事務負担の軽減
災害発生前	借上げの候補となる住宅の募集、登録に関する事務		
	借上げ候補となる住宅の空家状況及び事業者への借上げ希望意思の確認に関する事務		
災害発生から入居確定	応急借上げ住宅に協力する意向のある住宅所有者、団体会員のリストアップ・定期的な更新(可能であれば物件情報の事前リストアップ)	○	
	応急借上げ住宅候補物件リストの作成(応急危険度判定の結果・ライフラインの使用可否・住宅所有者の意向の確認を含む)	○	
	借上げ決定通知(住宅所有者へ)		
	住宅所有者に対する「賃貸借契約書」の説明、署名捺印依頼と、当該物件に係る「重要事項説明書」の作成	○	○
	募集のための文書の作成		
	申込みの受付		○
	被災者への入居確定までのスケジュール等の説明	○	○
	入居者の要件確認		○
	使用許可決定通知(被災者へ)		
入居手続を行う宅建業者等を紹介			
被災者への注意事項説明(禁止行為、善管注意義務、原状回復等)、鍵渡し	○	○	

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

①入居迅速化のための関係団体との役割分担等

【関係団体の協力を得て実施することが特に効果的と考えられる事務(案)】

関係団体の協力を得て実施することが可能な事務(事実行為に関する事務)※1		特に効果的と考えられる事務(案)※2	
		関係団体の専門知識・ネットワークを活用	地方公共団体の事務負担の軽減
入居期間中	被災者の入居実態の定期的な確認	○	○
	家賃等(退去修繕負担金、賃料)の支払い業務(個別の住宅所有者への支払い)		○
	修繕行為(契約により都道府県が行うこととされたもの)	○	
	近隣地域との調整、騒音・迷惑行為対応等	○	
	緊急時巡回	○	
	他の用途との併用の承認に関する申請の受付、承認の通知行為		
	模様替え・増築の承認に関する申請の受付、承認の通知行為		
	中途同居者の承認申請の受付、承認の通知		
	入居者の死亡・退去時における同居者の入居承継の承認申請の受付、承認の通知		
	不正入居者等に対する明渡しの通知行為		
退去時	借上契約満了の場合の借地借家法38条4項(普通借家契約の場合は34条1項)に基づく通知行為		
	入居者からの退去予定届の取次ぎ		
	退去時の物件確認(退去修繕負担金を超える原状回復費用・残存物の処分費用について説明、鍵・退去届け等の受け取り)	○	
その他	収入の申告の受付		
	媒介業者に対する仲介手数料の支払い業務		○
	損害保険会社に対する借家人賠償責任保険の保険料の支払い業務		○

※1 上表の「関係団体の協力を得て実施することが可能な事務(事実行為に関する事務)」は、被災者の住まいの確保に関する取組事例集(平成27年3月内閣府)に掲載している「外部委託が可能な事務(事実行為に関する事務)」を転載。

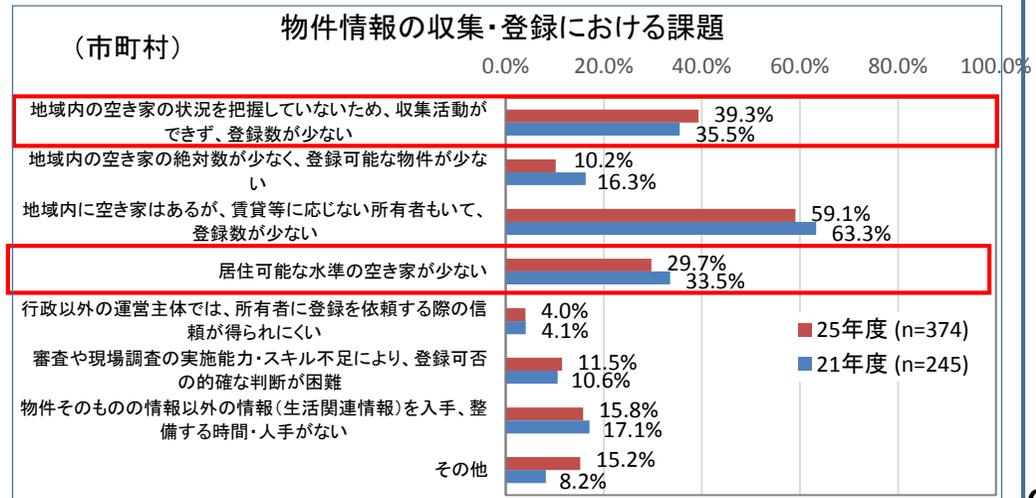
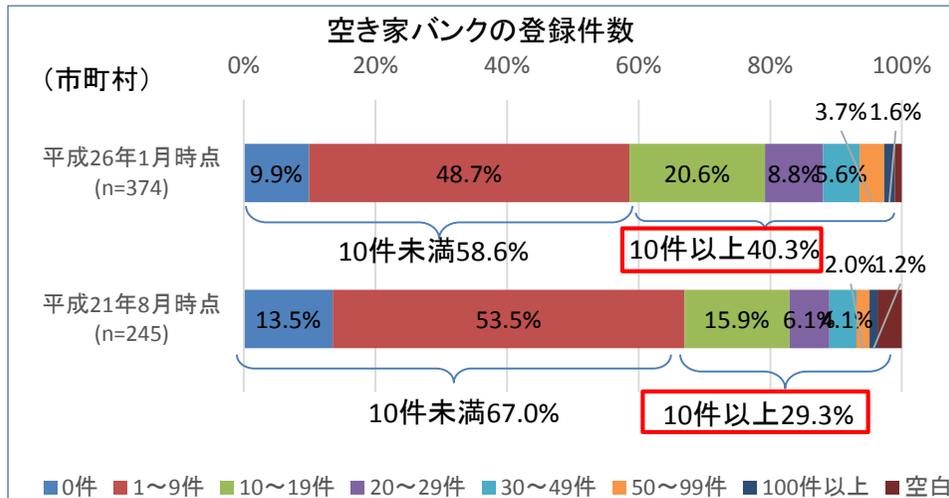
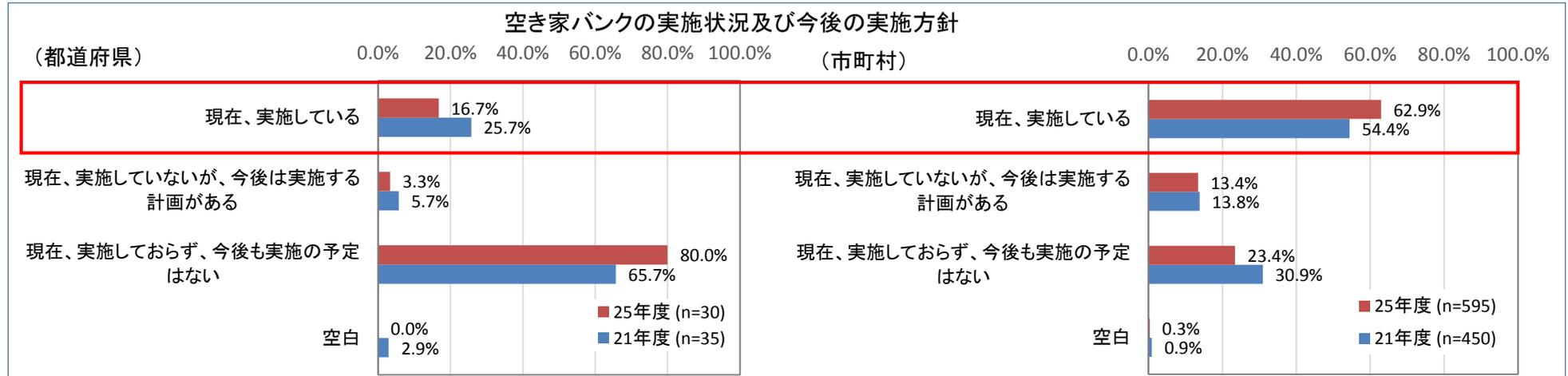
※2 「特に効果的と考えられる事務(案)」は、応急借上げ住宅の物件の選定において「被災者自らが探す方式」を採用した場合を想定。

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

②個人所有の空き家等の有効活用

【空き家バンクの実施状況】

- 空き家バンクについては、約17%の都道府県、約63%の市町村において実施されている。空き家バンクの登録件数が10件以上の市町村は約40%とそれほど多くないが、約5年前と比べると増加してきている。
- 物件情報の収集・登録における課題として、居住可能な水準の空き家が少ないことを挙げる市町村が約30%あるが、「地域内の空き家の状況を把握していないため、収集活動ができていない」ことを挙げる市町村も約39%ある。



【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

②個人所有の空き家等の有効活用

【応急借上げ住宅における設備の設置】

災害時における民間賃貸住宅の活用について【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】
(H24.12厚生労働省、国土交通省)(抄)

応急借上げ住宅として契約する物件の設備について、応急建設住宅では5点セット(エアコン・ガスコンロ・給湯器・照明器具・カーテン)が標準設置されていることを踏まえ、できるだけ5点セットが設置されている物件を選定することが望ましい。

- 5点セットが設置されている民間賃貸住宅は少ないと考えられることから、不足している設備の設置及び設置費用の負担方法について、あらかじめ検討することが望ましい。
- 例えば、不足している設備を住宅所有者の負担で整備し、必要に応じて家賃を改定しておくことが考えられる。

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

③被害認定調査の迅速化・応急借上げ住宅の安全確認等

【津波被害を受けた住家の被害認定調査(東日本大震災)】

➤ 東日本大震災では、津波被害を受けた住家被害認定調査の迅速化のため、航空写真を活用した。

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について
(H23.3.31内閣府)(抄)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法による第1次調査により被害を認定し、これに基づいて、り災証明書を発行することができることとする。

1. 津波による住家被害

津波による住家被害に関する標準的な調査・判定方法は現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では定められていないが、水流、浸水等による被害が多く発生していることから、水害の調査方法を参考にすることができると考えられる。

一方で、大量の汚泥やがれきを含んだ海水が住家に被害を及ぼしているという状況を踏まえると、一般的な水害よりも大きな住家被害が発生していることが想定される。

また、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑みると、事務の大幅な簡素化が求められている。

これらの状況を踏まえ、この度の災害の津波による住家被害については、以下のとおり、第1次調査を実施する。

- ①まずは、航空写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。
- ③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票 津波 第1次」(別添1)を参考に、外観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。



空中写真(東北地方太平洋沖地震:仙台市若林区荒浜周辺)
上:被災前(2008年撮影) 下:被災後(2011年3月12日撮影)

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

④業務オペレーションの標準化

【災害規模に応じた標準的な方式(案)】

▶ 首都直下地震や南海トラフ巨大地震では、膨大な応急仮設住宅を提供する必要があるため、物件の選定方式や契約方式等について、効率的な方式を選定することが重要である。

	特徴	通常災害	大規模災害※ ¹	首都直下地震 南海トラフ巨大地震 等
供与方式 (物件の選定)	被災者自らが探す方式はマッチング方式と比べて事務負担が小さい。一方、自ら探すことが難しい世帯(要配慮者世帯)には適さない。	マッチング方式 又は 被災者自らが探す方式	原則として 被災者自らが探す方式 (要配慮者世帯を除く)	被災者自らが探す方式 (要配慮者世帯を除く)
提供方法 (契約の主体)	三者契約とした場合、押印等の契約手続きに時間を要する。二者契約の場合、物件の使用に関する注意事項等を被災者に別途説明する必要がある。	二者契約 又は 三者契約	原則として 二者契約	二者契約※ ²
契約方式 (契約の種類)	定期建物賃貸契約は手続き面での負担はあるが、契約期間が明確なため、家主が物件を貸与しやすい。(再契約は可能)	普通建物賃貸借契約 又は 定期建物賃貸借契約	原則として 定期建物賃貸借契約	定期建物賃貸借契約

※¹ 応急借上げ住宅の必要戸数が、都道府県等の事務処理能力に比して多く、契約手続きに長期間を要すると見込まれる場合。
(例：東日本大震災、熊本地震)

※² 物件の使用に関する注意事項の説明等については、必要に応じて賃貸借契約とは別に実施。

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

④業務オペレーションの標準化

【応急仮設住宅の提供に係るタイムライン】

▶ 内閣府では、全国いっどこで発生してもおかしくない直下地震に対して、地方公共団体が、災害対応の各段階（準備段階、発災当日、1～3日後、3日～1週間後、1週間～1か月後（又は数か月後））に実施すべき項目をガイドラインとしてまとめている。

地方都市等における地震対応のガイドライン

	(準備段階)		応急段階		復旧段階	
	内は住民等の意識啓発		初動段階 (発災当日中)		1～3日後	3日～1週間後
1. 災害対策本部の組織・運営	・庁舎の耐震化、代替施設の確保 ・災害対策本部設置・運営訓練	・災害対策本部設置 (代替庁舎確保) ・本部会議の公開 ・記者会見の実施	・国・県・市町村等の 合同による会議	・行政職員のこころのケア		
2. 通信の確保	・衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 ・代替通信手段の検討	・情報通信の疎通状況確認	・孤立集落等への通信手段の確保			
3. 被害情報の収集	・情報収集項目の事前整理 ・情報収集 (トリアージ) 体制の整備	・被害状況に関する 情報収集	・情報処理 (トリアージ)	・企業等の被害情報収集		
4. 災害情報の伝達	・防災行政無線のデジタル化	・地震 (余震) 情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供				
5. 応援の受け入れ	・応援職員の担当業務の整理 ・応援協定の締結及び訓練 ・ヘリコプター離着陸場確保	・応援要請 ・連絡窓口、受け入れ体制確保 (駐車場、燃料、災対本部内の事務スペース等)	・都道府県及び周辺市町村の応援受け入れ			
6. 広報活動	・特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保	・住民への広報 (被害情報、避難所、物資、ライフライン等)	・応急危険度判定の周知	・被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報	・イベント、キャンペーン等の周知	
7. 救助・救急活動	・医師、保健師等の連携体制確保	・死傷者の捜索、救出救助 ・救護所の設置 ・医療チーム派遣要請	・遺体の安置、火葬			
8. 避難所等、被災者の生活対策	・避難所施設の耐震化 ・住民と連携した避難所運営訓練	・避難所安全確認、避難者受け入れ	・衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止	・避難所の環境整備 (配慮が必要な人や女性の視点を考慮)	・ニーズ調査	・避難所の統廃合、閉鎖
9. 特別な配慮が必要な人への対策	・特別な配慮が必要な人への理解 ・配慮が必要な人の把握、支援体制検討	・福祉避難所やホテル・旅館および専門的なスタッフ等の確保 ・安否確認、必要な支援の確認・提供	・チェックリスト等を用いた生活不活発発病の防止 ・多様な情報提供手段による広報 ・被災者のこころのケア	・災害関連死の防止		
10. 物資等の輸送、供給対策	・物流業者等との協定 ・地域完結型の備蓄	・物資支援 ・物資拠点確保	・個人からの物資受け入れ方針を広報 ・物資拠点の要員確保			
11. ボランティアとの協働活動	・社会全体でのボランティア活動への理解 ・社協職員等への研修 ・NPO団体等との事前検討	・ボランティア受け入れ ・体制の確保、周知	・社協職員や専門家等 の派遣要請 ・被災者ニーズ把握	・移動手段や宿泊場所等の準備 ・地域コミュニティによる支援体制の確保支援		
12. 公共インフラ被害の応急処置等	(ハザードマップにより、事前に土砂災害発生の危険性を周知し、訓練等を実施) ・耐震化の着実な実施 ・道路啓蒙等の体制の検討・確保	・避難勧告等の準備 ・専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検	・道路啓蒙 ・土砂災害発生箇所監視 ・土砂災害発生箇所監視 ・管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等			
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	(応急危険度判定、罹災証明の意味について一般への理解促進)	・応急危険度判定士の応援要請	・応急危険度判定の実施	・被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き		
14. 被害認定調査、罹災証明の発行		・被害認定調査の応援要請	・被害認定調査の実施			
15. 仮設住宅	・仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 ・地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討		・仮設住宅必要戸数の算出	・仮設住宅建設地の決定 ・空き家情報の広報	・配慮が必要な人の配 ・「みなし仮設」受け付け 内容、人数の確認	
16. 生活再建支援	・被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討	・義援金受け付け	・住民向け相談窓口の設置 (多様な専門家と連携)	・生活資金の・義援金 (一次) 配 分方法の検討	・被災者生活再建支 援金の周知、受付 ・被災企業等の事業 再開相談等	
17. 廃棄物処理	・仮置き場等の候補地選定 ・廃棄物発生量の事前検討	・災害廃棄物処理計画の策定	・がれき仮置き場の確保	・他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理		

〔地方都市等における地震対応のガイドライン (H25.8内閣府) に加筆〕

応急借上げ住宅に係る手続きの流れ (被災者が自ら探す方式の場合)



〔災害時における民間賃貸住宅の活用について
【被災者に円滑に応急借上げ住宅を提供するための手引き】(H24.12厚生労働省、国土交通省)〕

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

⑤ 公的住宅の有効活用

● 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

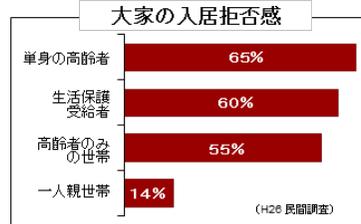
< 予算関連法律案 >

背景・必要性

※ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者など
住宅の確保に特に配慮を要する者

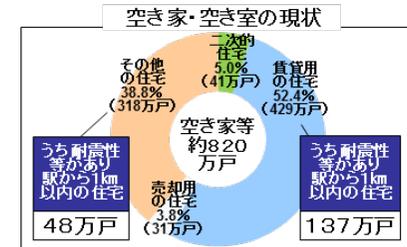
○ 住宅確保要配慮者*の状況

- 高齢単身者が今後10年で100万人増加
(うち民間賃貸入居者22万人)
- 若年層の収入はピーク時から1割減
(30歳代給与: <H9> 474万円 ⇒ <H27> 416万円 ▲12%)
- 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由
「家が狭いから」(16%)
- 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43% (H26: 一人親世帯296万 ⇒ 夫婦子世帯688万円)
- 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否



○ 住宅ストックの状況

- 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- 民間の空き家・空き室は増加傾向



→ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

法案の概要

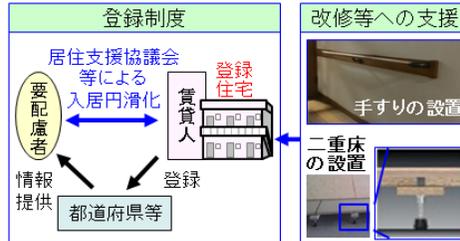
○ 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

○ 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

➢ 構造・設備、床面積等の登録基準への適合

- 〔耐震性能、一定の居住面積等〕
- ※ 地域の実情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
- ※ 共同居住型住宅の面積等の基準も策定



○ 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

○ 登録住宅の改修・入居への支援

➢ 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

- H29 予算案
- 専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について
 - 改修費を国・地方公共団体が補助
 - 地域の実情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助

住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

○ 居住支援法人による入居相談・援助

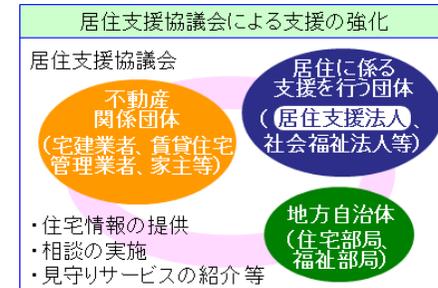
- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

○ 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

○ 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

- ※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと
- H29 予算案
- 居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助



【目標・効果】 空き家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現
(KPI) 登録住宅の登録戸数 0戸 ⇒ 17.5万戸(年間5万戸相当)(2020年度末)
居住支援協議会に参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の合計が全体(1,741市区町村)に占める割合
39%(① 669+② 17 = 686 市区町村)(2016年11月) ⇒ 80%(①+② ≥ 1393 市区町村)(2020年度末)

【1】既存ストックの有効活用、民間団体との連携

⑥業務体制の整備

【地方公共団体における受援体制の構築】

- 内閣府では、大規模災害に備え、**応援の受入れを前提とした地方公共団体の業務体制の構築を図るため、平成28年10月から有識者等による検討会を開催している。**

地方公共団体の受援体制に関する検討会

趣旨

- 大規模災害時、膨大な災害対応業務を地方公共団体単独で実施することは、極めて困難であり、国、地方公共団体、民間企業、ボランティア団体等との相互連携のもと、**応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受け入れ体制（受援体制）の構築が極めて重要**
- しかしながら、**受援計画の策定状況については、都道府県で約4割、市町村で1割強に留まっている状況であり、全国各地で大規模な地震や風水害が発生し、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念されている状況において、早期に受援体制を構築することが必要不可欠**
- このため、内閣府において、**学識経験者、応援・支援を経験した地方公共団体職員、物流専門家、ボランティア団体関係者及び関係省庁職員をメンバーとする検討会を設置し、地方公共団体の受援計画の策定を促進するための方策を検討**

検討スケジュール

- 10月 第1回検討会
(年度内計5回程度開催)
- 翌2月 原案作成、各省意見調整
- 翌3月 公表、地方公共団体あて通知



【宇土市役所の被災状況】

(出典 宇土市HP)

委員名簿

- (座長) 田村 圭子 新潟大学 危機管理室 教授
- (委員) 木村 玲欧 兵庫県立大学 環境人間学部 准教授
- 紅谷 昇平 兵庫県立大学 防災教育研究センター 准教授
- 越野 修三 岩手大学 地域防災研究センター 客員教授
- 細貝 和司 新潟県防災局防災企画課長
- 高見 隆 兵庫県企画県民部広域防災参事
- 小野 弘行 東松島市総務部総務課 行政専門員
- 丸尾 克己 日本通運株式会社 業務部専任部長 (倉庫・流通施設)
- 宇田川 真之 人と防災未来センター 主任研究員
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク事務局長
- 小川 康則 総務省 自治行政局 市町村課長
- 荻澤 滋 消防庁 国民保護・防災部 防災課長

検討内容

- 検討会では、地方公共団体が受援計画作成にあたって参考となるガイドライン、事例集等を作成する
- 検討にあたっては、必要に応じて**応援被災地方公共団体等から意見聴取を行う**
- 検討会における検討の参考とするため、必要に応じて、地方公共団体に対して**受援計画の策定状況、先行事例等について実態調査を実施する**

【2】応急建設住宅の迅速な供給等のための準備

④住宅の応急修理の迅速化

【住宅の応急修理等に係る技術研修】

➢ 国土交通省では、地域における木造住宅施工技術体制の維持・整備等のため、大工技能者育成のための研修活動を支援することとしている。

地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業

平成29年度予算案 : 4.65億円

急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。

● 木造住宅供給の担い手



○ 住宅ストック5000万戸のうち、木造戸建住宅は2500万戸に達し、ストックの約半数を占める。

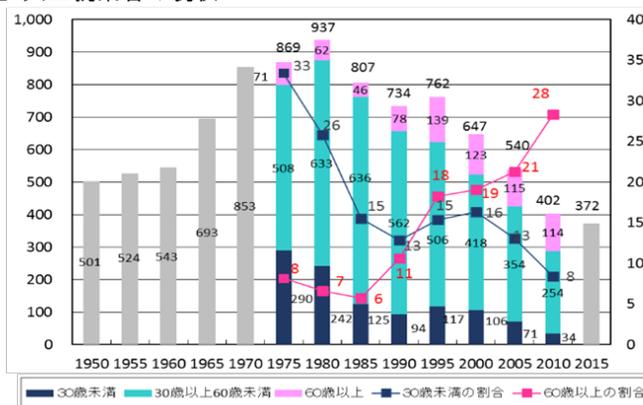
○ 在来木造戸建注文住宅の約半数は中小の大工・工務店が供給している状況。

● リフォーム相談件数の推移



○ リフォーム相談件数は近年増加傾向にあり、住宅ストックの適正維持・更新へのニーズが高まっている。

● 大工就業者の現状



○ 大工就業者は現在約40万人。この25年で約半分に減少。
○ 特に30歳未満の新規入職者が大幅に減少し、高齢化率が上昇。

1. 事業内容 : 民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動

2. 補助事業者 : 民間事業者又は民間事業者からなるグループ等 (団体・協議会等)

※ただし、グループを構成する事業者が手がけた建物の維持・更新について、グループ内で適切に継承できる体制が確保されているものに限る

3. 補助対象 : 研修会の運営に必要な経費

4. 補助率 : 右記研修区分①については定額、
②については1/2

<支援対象とする研修内容>

区分	主な研修内容
① 特定政策目的技術研修	・地域の住宅の適切な維持・更新対応 ・被災住宅応急修理、応急仮設住宅供給対応 ・長期優良住宅対応 ・その他、特に政策的に対応が必要と認められる取組
② 生産性向上、地域の気候風土対応技術研修	・住宅生産における機械化、資材の標準化対応 ・地場産材・産品活用、地域に承継される工法対応 ・労働安全衛生関係

地域における良質な住宅ストックの適切な維持・更新、地域経済の活性化・地方創生の推進

【2】応急建設住宅の迅速な供給等のための準備

④住宅の応急修理の迅速化

【住宅の応急修理に係る手続きの簡略化】

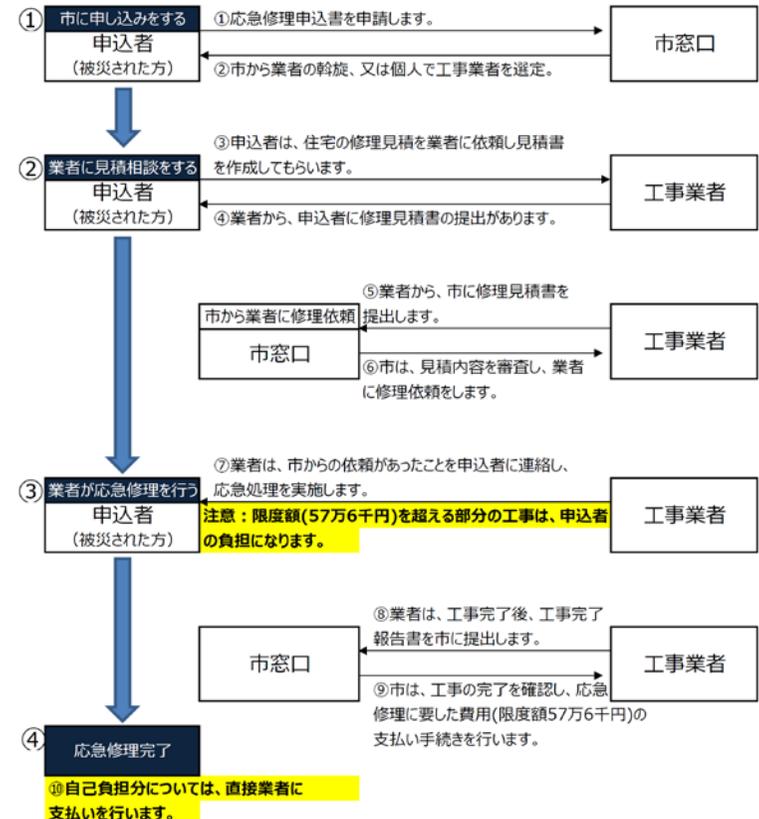
- 災害救助法に基づく住宅の応急修理について、修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間要することにより事務の停滞が予想される場合は、工事内容の確認前に修理依頼書を渡すことにより、手続きを簡略化できるとしている。

災害救助事務取扱要領(平成28年4月内閣府)(抜粋)

通常の手続き	修理件数が著しく多数となる場合
① 希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。	
② 都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。	② 都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙とともに <u>修理依頼書を交付する。</u>
③ 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③ 被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、 <u>修理依頼書を渡す。</u>
④ 委託業者は、修理見積書を(直接又は被災者を通じて)都道府県等の窓口へ提出する。 ④' ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ④" ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。	
⑤ 都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。	
⑥ 委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。	
⑦ 委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤ 委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧ 応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥ 応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨ 都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦ 都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。

熊本地震における宇城市応急修理事務フロー

住宅の応急修理制度の手続きの流れ



*注意：借家の場合については、本来、その所有者が修理を行うものであるが、所有者が修理を行なわず、かつ、居住者の責力をもって修理できない場合は、所有者の同意を得てからの応急修理となりますので、必ず所有者の同意が確認できるもの(行書形式)を申請書提出時に添付する必要があります。ただし、所有者の責力については確認をさせていただきます。

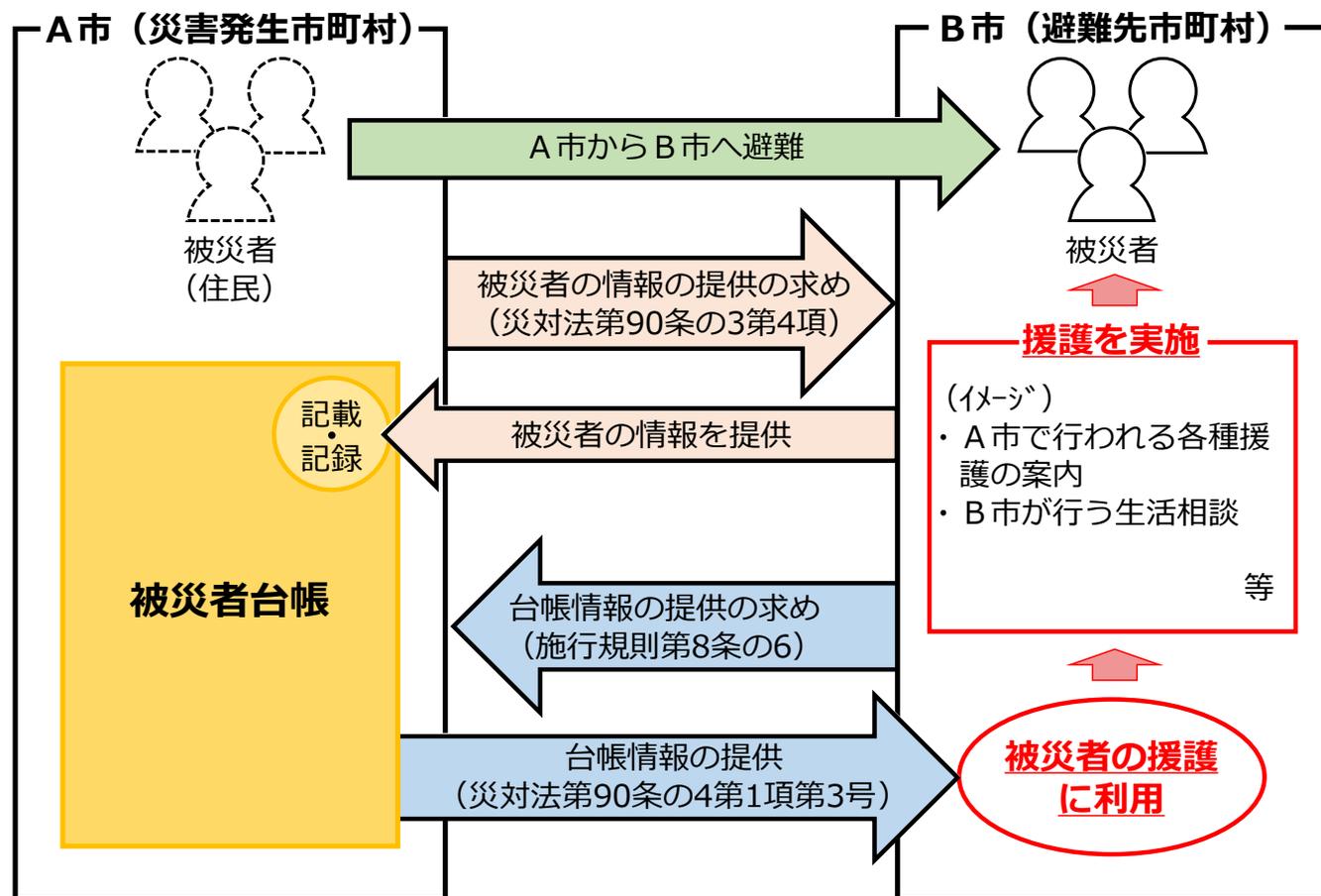
【3】広域避難発生時における被災者の住まいの確保

②広域避難者のニーズ把握・適切な支援

【被災者台帳を活用した被災者への援護】

- 被災者台帳作成市町村は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な範囲で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を情報提供することができる。
- 被災者台帳を作成していない地方公共団体でも、台帳情報の提供を求めを行うことは可能であり、広域避難が生じた場合において、下記の例のような運用も可能である。

(例)
災害が発生したA市では、被災した住民Xに関する情報を記載・記録した被災者台帳を作成した。住民Xは被災していないB市に避難し、B市ではA市に替わり、被災者の援護事務の一部を行うこととなった。B市は被災していないため、被災者台帳は作成されていないが、援護の実施に必要な限度においてA市より、住民Xに関する台帳情報の提供の求めを行うことが可能である。



【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

①被災者の状況に応じた適切な支援

【被災者に対する支援策の周知】

▶ 熊本市では、熊本地震の被災者向けの支援制度をパンフレットとしてまとめており、国や独立行政法人・財団法人等の関係機関の支援制度も含めて情報提供を行っている。

項 目		項 目	
1	り災証明書の発行	5	各種減免・支払いの猶予等
1-1	○り災証明書(住家)の発行 り災証明書(住家)の発行※店舗兼住宅を含む	5-1	○税に関すること 個人市民税の減免、固定資産税の減免、市税の納税の猶予、軽自動車税の減免
1-2	○り災証明書(事業者)の発行 り災証明書の発行(店舗、事務所、工場等及び事業用設備)(農林水産業関係)	5-2	○証明書の交付手数料 各種証明書の交付手数料の免除、マイナンバーカード等の再交付手数料の免除
2	経済的な支援	5-3	○水道料金・下水道使用料等 水道料金及び下水道使用料の減免等、農業集落排水処理施設使用料の減免等
2-1	○地震により死亡した方のご遺族への支援 災害弔慰金の支給、日本財団による弔慰金の支給、災害義援金の支給	5-4	○医療費・保険料・年金 国民健康保険料の減免、国民健康保険医療費の一部負担金(窓口負担)の免除、後期高齢者医療保険料の減免、後期高齢者医療費の一部負担金(窓口負担)の免除、国民年金保険料の免除、熊本地震による予防接種費用の償還払いについて
2-2	○地震により障がいが残った方への支援 災害障害見舞金の支給	5-5	○高齢者福祉 介護保険料の減免、介護保険サービス利用料の免除、介護保険 特定福祉用具の再購入
2-3	○地震により重傷を負った方 住家に被害を受けた方への支援 災害見舞金の支給、日本財団による住宅損壊見舞金の支給、災害義援金の支給	5-6	○障がい者・児福祉 障がい福祉関係サービスの利用者負担の免除、障がい者の福祉用具の再給付、市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額、障害福祉サービス等の自己負担額の免除
2-4	○生活資金や生活再建の資金に関する支援 被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、社会福祉協議会による生活福祉資金福祉費の貸付	5-7	○子育て・教育 保育所等保育料の減免、児童扶養手当の災害特例措置、熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予、公立の児童育成クラブの利用者負担額の減額、熊本市奨学金貸付金の返還の猶予、市立幼稚園の保育料の減免、市立高等学校の授業料の減免、市立総合ビジネス専門学校の授業料の減免、市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額額の減額、就学援助について、「国の教育ローン」の災害特例措置、熊本市奨学生の募集(家計の急変等)
3	住まいの確保・再建のための支援	5-8	○電気料金等 電気料金等の特別措置について(九州電力)
3-1	○住まいの中を片付けたい 災害ボランティアの派遣	5-9	○その他 民事調停の申立手数料の特例措置、平成28年熊本地震における放送受信料の免除(NHK)
3-2	○住まいを補修したい・修理したい 被災住宅の応急修理、被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、ひとり親家庭への貸付(住宅)、社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付、補修工事(見積書、契約、工事内容等)に関する相談、熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	6	事業者に関すること
3-3	○危険なので家屋等を解体・撤去したい 被災した家屋等の解体・撤去	6-1	○中小企業に関すること 熊本地震災害特別融資制度、平成28年熊本地震特別貸付、保健衛生事務に関する手数料の免除
3-4	○新しい住まいに建て替え・取得・入居したい 被災者生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸付、民間賃貸住宅借上げ制度による住宅の提供、ユニットハウスやコンテナハウス等の借上げ事業、民間賃貸住宅の情報提供、建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除、ひとり親家庭への貸付(住宅)、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談、災害ボランティアによる仮設住宅への引越し支援	6-2	○農林漁業者に関すること 震災特例融資制度(農林漁業者向け)
4	生活面への支援	7	住家の被害程度・支援制度 対応表
4-1	○生活必需品等への支給 寝具その他生活必需品の支給		
4-2	○ごみの処理について 地震災害ごみについて		
4-4	○福祉用具の再購入・再給付 介護保険 特定福祉用具の再購入、障がい者の福祉用具の再給付		
4-5	○生活に関することについて(相談窓口) 消費生活相談、こころの健康相談、被災者支援無料法律相談窓口、よりそいホットライン、熊本地震関連法律相談窓口		

【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

②要配慮者世帯への支援

【居住支援協議会について】

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、平成28年11月末時点で、全都道府県及び17区市町において、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「居住支援協議会」が設立されている。

居住支援協議会の概要

○住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

（※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

○ 概要

（1）設立状況

64協議会が設立（H28.11末時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（17区市町）

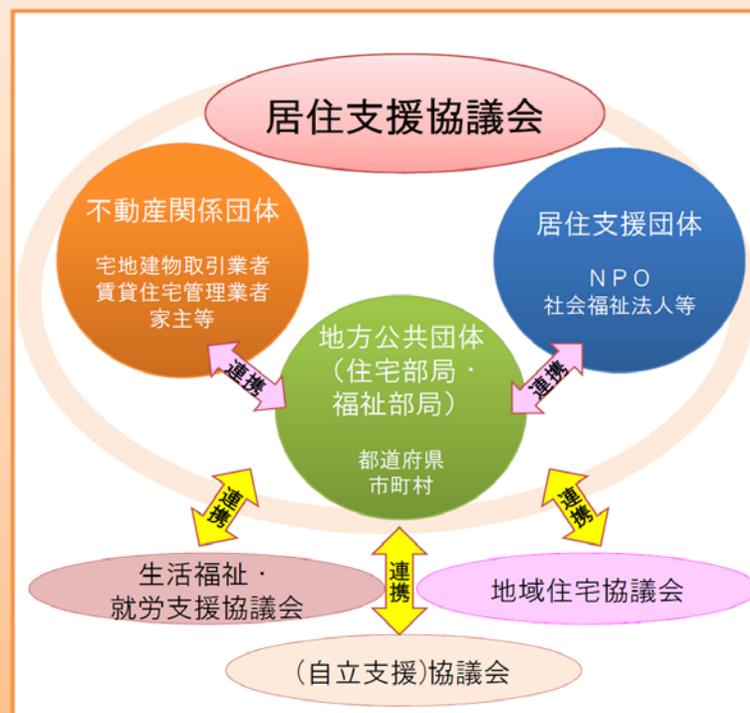
- ・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、八王子市、調布市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

（2）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

（3）支援

- 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
- ・予算：H28年度 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（2.1億円）の内数



【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

③災害への備え、自力再建の促進

【被災者の住まいの確保に関する取組について】

- 被災者の住まいの確保に関する取組としては、公的主体による住まいの確保に係る支援に対応するものとして、住宅の耐震化による被害の軽減や、半壊に至らない被害の被災者自身による補修等がある。

＜被災者の住まいの確保に関する取組＞

	公的主体による住まいの確保に係る支援 ①	①の支援策に対応する「自助・共助」 ②	②を促進・補完するための支援 ③
事前 (平常時)	・応急仮設住宅等の提供や災害救助法に基づく住宅の応急修理を迅速に実施するための準備(協定締結、マニュアルの作成等)	・災害リスクの低い居住地の選択	・ハザードマップの公表等の情報提供 ・災害危険区域等からの移転支援 等
		・自宅の改修・補強(耐震改修等)	・耐震改修支援 等
		・保険・共済への加入	・保険・共済の加入促進のための普及啓発等
事後 (発災後)	・応急仮設住宅の提供 ・公的賃貸住宅の一時提供	・賃貸住宅や親族宅等への避難	・避難所や応急仮設住宅以外の場所へ避難した被災者に対する適切な情報提供 等
	・災害公営住宅の提供	・自宅の再建	・被災者生活再建支援金 等
	・災害救助法による応急修理	・被災者自身による補修	・住宅の補修・再建に関する相談体制の整備、建築業者の紹介 ・災害復興住宅融資、災害援護資金貸付金 ・地方公共団体の独自支援 等
	—	・NPOやボランティアによる支援	・ボランティアセンターの運営に関する平常時からの検討、災害時に活躍が期待されるNPO等とのネットワーク化 等

【4】住宅再建・生活再建を促進するための支援

③災害への備え、自力再建の促進

- ▶ 新潟中越地震では、比較的被災程度の軽い住宅の修繕を緊急かつ集中的に実施するため、新潟県内の住宅建設関係団体が、国及び全国の住宅建設関係団体の支援も受け、「住宅修繕支援隊」を創設。県外の業者が地元業者を支援する仕組みも設けたが、被災者の意向や地元業者の事情により、実際にはあまり活用されなかった。
- ▶ 熊本地震では、被災した住宅の補修・再建に関する相談体制として、フリーダイヤルの開設、住宅の補修・再建の相談に応じる専門家の派遣、現地相談窓口の設置を実施。被災した住宅の補修等に関する情報として、九州各県の事業者に関する情報提供を行った。

【新潟中越地震における対応】

平成16年11月5日～12月28日の間、降雪期を前に比較的被災程度の軽い住宅の修繕を緊急かつ集中的に実施し、被災者の生活の安定と被災地の復興を促進するため、県内住宅建設関係団体による住宅修繕支援隊を国、全国の住宅建設関係団体の支援を受けて創設し、以下の業務を行った。延べ相談件数は1,187件。

- ・被災地に対する地元工務店等の紹介(工務店紹介、名簿作成、電話相談)
- ・修繕を受注する地元工務店等に対する支援(建設技能者の登録と派遣、災害救助法への対応指導)

[新潟中越大震災の記録(H19新潟県)]

(社)住宅生産団体連合会、(社)プレハブ建築協会、(社)日本ツーバイフォー建築協会、(社)全国中小建築工事業団体連合会、(社)日本木造住宅産業協会及び(社)新潟県建築組合連合会をはじめとする現地建築関係団体が協力して、「住宅修繕支援隊」が設置

[地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会(第7回)資料]

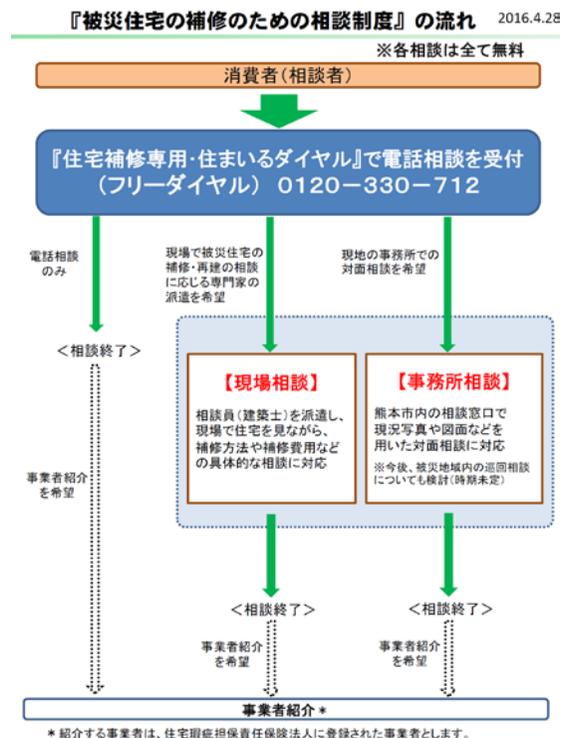
「住宅修繕支援隊」も組織され、県外の業者が地元業者の請けた工事を支援する、あるいは対応できない分を請ける形が組まれたが、実際にはあまり活用されなかったという。その理由としては、被災者は工事後のアフターケアや豪雪地帯特有の事情を考えて地元や県内の業者を希望したため、県外の業者がなかなか受け入れられなかったこと、工事を請けた地元業者を県外業者が支援する場合は、地元業者が連合会から紹介された県外業者の人材を雇用契約する形をとるが、地元業者には一人親方も多いため、契約が面倒で人材を受け入れようとしなかった面があること、などが挙げられる。

※新潟県建築組合連合会へのヒアリングによる

[平成16年新潟県中越地震建築物被害調査報告(H18国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所)]

【熊本地震における対応】

国土交通省では、平成28年熊本地震で被災した住宅の補修・再建に関する相談体制として、①被災住宅の補修・再建にかかるフリーダイヤルの開設、②現場で被災住宅の補修・再建の相談に応じる専門家の派遣、③現地での相談窓口の設置を実施。熊本地震で被災した住宅の補修に対応することができる九州各県の事業者に関する情報提供を行った。



[国土交通省資料を基に内閣府作成]

【5】復興まちづくりとの連携

②その他

【民間一時滞在施設における備蓄の支援】

➤ 東京都では、首都直下地震等から帰宅困難者を守り、被害を最小化させるため、都内の区市町村と帰宅困難者受入協定を締結する民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けの備蓄品を購入する際に、購入費用の6分の5を補助する事業を実施している。

○平成28年度東京都民間一時滞在施設備蓄品購入費用補助事業の概要

補助の対象となる施設とは？

⇒以下の①～③全ての要件を満たした施設が対象です！

① 施設の所在する**区市町村**と帰宅困難者の受入れに関する**協定**を締結していること

② **3日分の従業者向けの備蓄品**を完備していること

③ **事業継続計画（BCP）**を策定していること

※学校法人・宗教法人等についてはBCPに準じた防災計画等を策定していること

補助率・補助金額は？

【補助率】 補助対象経費の**5/6**

【補助金額】 帰宅困難者1人当たりの補助対象経費の上限9,000円 × 5/6
= 1人当たりの補助金額の上限は**7,500円**です。

補助対象となる備蓄品とは？

【指定備蓄品 4種】 帰宅困難者1人当たり**3日分**までを補助します



- ✓ 既に指定備蓄品の一部の品目を備蓄している場合、1品目から補助対象となります。
例) 既に水、食料、毛布について、それぞれ3日分を備蓄している場合、簡易トイレのみが補助対象となります。
- ✓ 既に3日未満の備蓄品を備えている場合、不足日数分の購入も補助対象となります。
例) 既に水、食料、簡易トイレ、毛布について、それぞれ2日分を備蓄している場合、不足する1日分が補助対象となります。
- ✓ 耐震の飲料水貯水槽を整備している場合、水1日分（3ℓ）から補助対象となります。

【推奨備蓄品 4種】 指定備蓄品4種を3日分完備した場合に限り補助します（エアマット以外の数量は都と協議）



生理用品

救急セット

〔東京都資料を基に内閣府作成〕